

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年6月3日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成24年12月27日 午後4時10分頃 高山市上二之町40番地先（市道上二之町大新町線交差点）		
	事故の概要	信号機のない交差点に進入し通過しようとした公用車と左方向からの直進車両との接触事故		
	相手方	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
	事故の種類	人 身	物 損（フロントバンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	283,847円・100分の20	
	賠償金	—	56,769円	
	内 訳	保 険 金	—	56,769円
		一 般 財 源	—	0円
専決年月日	平成25年5月20日 地方自治法第180条第1項			